

2020年7月10日

三井住友信託銀行において『やさしさ、つなぐ+（プラス）介護』を発売

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(取締役社長:永井 泰浩)は、『やさしさ、つなぐ』に介護保障の新たな特約を追加した『**やさしさ、つなぐ+（プラス）介護**』(通貨選択型特別終身保険)を、2020年7月13日から三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:橋本 勝)にて販売します。

『やさしさ、つなぐ』は、外貨(米ドル・豪ドル)または円で運用し、生存給付金の受取人をご家族とすることで、スムーズに資産をつなぐことができる「生前贈与」と、生存給付金を自分で受取れる「自分年金」の2つの活用方法がある終身保険です。2016年8月29日の発売以来、取扱金融機関は121代理店*となり、累計販売額は1兆5千億円*を超えるなど、多くのお客さまと代理店にご愛顧いただいています。

今般、「生前贈与を計画的に行いながら相続に備えつつ、介護への準備をしたい」といったお客さまニーズにもお応えできるよう、所定の認知症・要介護状態に備えることができる**介護保障特約**を追加します。これにより、生存給付金を生前贈与や自分年金に活用できるという**従来の商品性を持つ「基本プラン」と、介護保障特約を付加してご自身の介護にも備える「介護プラン」の2つのプランからいずれかを選択いただけるようになります。**

弊社はこれからも、「お客さま第一の業務運営に関する方針」に則り、お客さまニーズにきめ細かくお応えするとともに、お客さまの「元気で長生き」を支える魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

* 2020年6月末日現在、契約成立ベースの累計販売額および販売代理店数(『やさしさ、つなぐ』と商品性が同一の『幸せの贈りもの』、『贈るよろこび』、『想いの架け橋』を含む)

『やさしさ、つなぐ+（プラス）介護』の主な特徴

特徴 1 「2つのプラン」から選べます

- ご契約時に、以下の2つのプランから1つのプランをお選びいただけます。

基本プラン	資産をご家族につなぎながら、または、自分年金として受取りながら、相続に備えることができます。また、ご家族にのこすか、すべて贈与するかを選ぶことができます。
介護プラン	「基本プラン」の機能に加えて、ご自身の介護にも備えることができます。

特徴 2 ご資産を簡単な方法で“つなぐ”ことができます。

- 生存給付金の受取人を「ご家族」にすることで、スムーズに生前贈与をすることができます。

特徴 3 所定の認知症・要介護の保障を選択できます。

- 「介護プラン」をお選びいただくことで、保険期間中に被保険者が次のいずれかに該当した場合、介護保険金を介護保険金受取人にお支払いします。
 - ① 責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、認知症と診断され、公的介護保険制度における要介護1以上と認定されていること
 - ② 責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、公的介護保険制度における要介護2以上と認定されていること

<本件に関するお問い合わせ先>

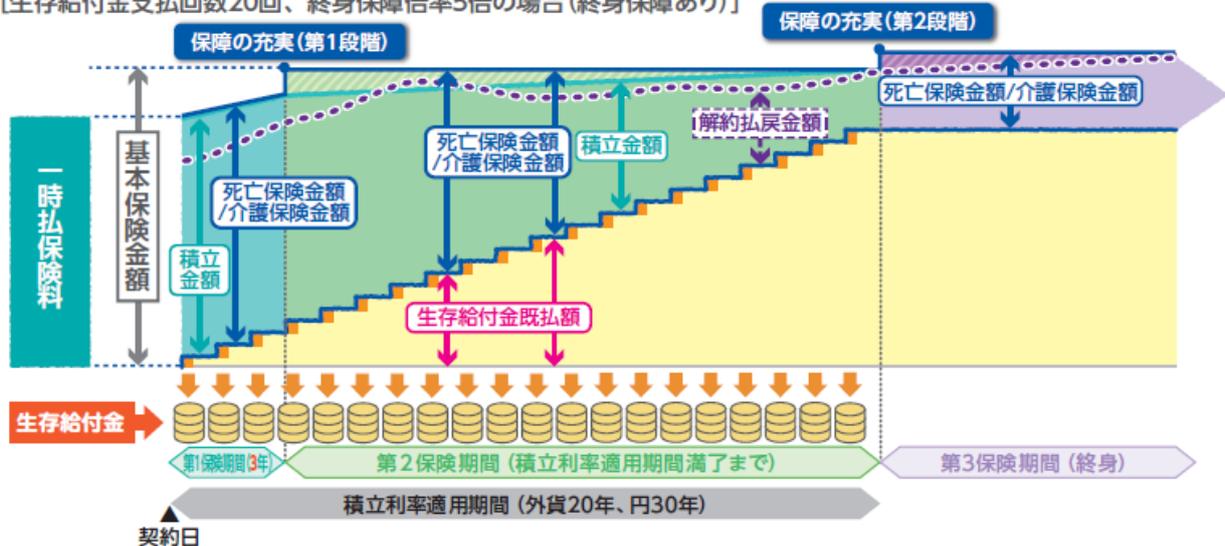
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社 経営企画部 広報担当 電話 03-3279-9001

■「やさしさ、つなぐ+(プラス)介護」のイメージ

1. 生存給付金としてご資産の一部をお受取りいただく場合

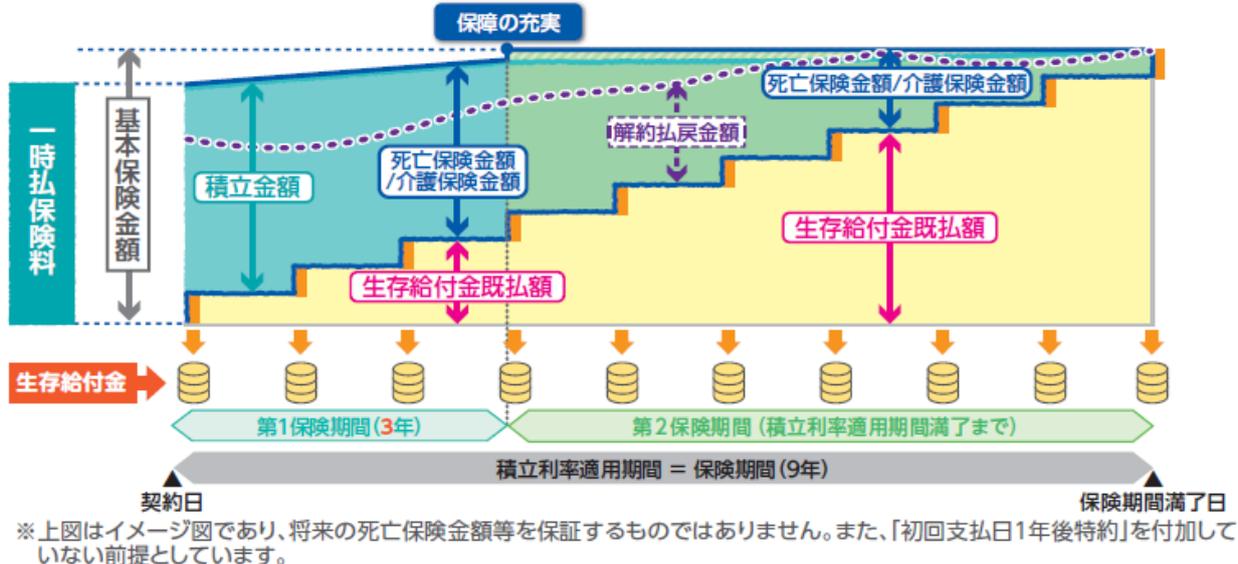
【イメージ図(介護プラン)】※基本プランの場合、図に記載の「死亡保険金額/介護保険金額」が「死亡保険金額」となります。

【生存給付金支払回数20回、終身保障倍率5倍の場合(終身保障あり)】



2. 生存給付金としてご資産の全額をお受取りいただく場合

【生存給付金支払回数10回、終身保障倍率0倍の場合(終身保障なし)】



当商品の詳細は、「[契約締結前交付書面\(契約概要/注意喚起情報\)](#) 兼 [商品パンフレット](#)」をご覧ください。

■ 主なお取扱いについて

契約通貨		米ドル	豪ドル	円				
一時払 保険料	最低保険料	3万米ドル (1米ドル単位)	3万豪ドル (1豪ドル単位)	300万円 (1万円単位)				
	最高保険料	基本保険金額が契約日における円入金特約で 適用する為替レートで換算して10億円となる保険料		基本保険金額が10億円 となる保険料				
契約年齢		基本プラン:0歳～90歳 / 介護プラン 40歳～90歳						
保険料の払込方法		一時払のみ						
積立利率適用期間		契約日から20年 ただし、終身保障倍率0倍を選択した場合、初回支払日1年後特約 の付加の有無により、お取扱いは以下となります。 <table border="1" data-bbox="571 645 1171 734"> <tr> <td>付加しない</td> <td>生存給付金支払回数から1を差引いた年数</td> </tr> <tr> <td>付加する</td> <td>生存給付金支払回数と同年数</td> </tr> </table>		付加しない	生存給付金支払回数から1を差引いた年数	付加する	生存給付金支払回数と同年数	契約日から30年
付加しない	生存給付金支払回数から1を差引いた年数							
付加する	生存給付金支払回数と同年数							
保険期間	第1保険期間	契約日から3年						
	第2保険期間	契約日の3年後から積立利率適用期間満了まで						
	第3保険期間	積立利率適用期間満了後、終身 ※終身保障倍率0倍を選択した場合、第3保険期間はありません。						
クーリング・オフ		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。						
付加できる特約		円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、生存給付金円支払特約、 円建支払額設定特約、終身保障不担保特約、遺族年金支払特約、指定代理請求特約、 初回支払日1年後特約、介護保障特約(介護プラン)						

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■ 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。また、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

■ 市場リスクについて

積立利率適用期間中にこの保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■ 預金等との違いについて

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- ・この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■諸費用に関する事項の概要について

●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

●第1 保険期間中および第2 保険期間中にご負担いただく費用

・積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、以下の指標金利を、終身保障倍率と生存給付金支払回数により加重平均した利率の上下1.0%の範囲で会社が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。

※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

(1) 積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利

(2) 生存給付金支払回数×0.5年（端数年は切捨てます。）および契約通貨に応じた指標金利

なお、この積立利率は、契約日、契約通貨、積立利率適用期間、生存給付金支払回数、終身保障倍率によって異なります。

・第2 保険期間中は、積立金から死亡保険金および介護保険金（介護プランの場合）を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別などによって異なるため、その計算方法は表示することができません。

●第3 保険期間中にご負担いただく費用

第3 保険期間の保険金額は、死亡保険金および介護保険金（介護プランの場合）を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、第3 保険期間開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の予定利率等に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。

●外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただけます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM+50 銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨の TTM+25 銭) ÷ (払込通貨の TTM-25 銭)
保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM-50 銭

●遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して 1%	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

【解約控除率】

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
外貨	6.5%	5.2%	4%	3%	2.1%	1.4%	0.8%	0.4%	0.1%	0%	0%
円	2.5%	2.2%	2%	1.7%	1.5%	1.2%	1%	0.7%	0.5%	0.2%	0%